

岡山市の宿泊税の考え方(案)

岡山市
令和8年6月

1 岡山市における観光振興のための新たな財源の必要性について

近年、観光ニーズの多様化や急激なインバウンド需要の拡大など、観光を取り巻く環境は大きく変化しています。その一方で、本市では将来的な生産年齢人口の減少が予測されており、これに伴う市税収入の減少が見込まれています。

こうした状況の中、観光地における受け入れ体制不足や、地域間競争の激化といった新たな課題が生じることが懸念されており、これらに対応するためには、宿泊業界の人材確保や、受け入れ環境の整備などの施策に、より一層注力していかなければなりません。

新たな財源を確保・活用することは、観光客の増加や満足度の向上、観光消費額の拡大、さらには経営の安定化といった効果をもたらします。

これにより、旅行者、観光関係事業者、受け入れ地域の三者にとって、「環境」「文化」「経済」の観点から持続可能な観光を実現できると考えられます。

以上のことから、本市において持続可能な観光の実現を図り、各種観光施策に積極的かつ継続的に取り組むための安定的な財源確保を目的に、新たな財源を導入する必要があると考えます。

2 新たな財源の検討経過

宿泊税を含む新たな観光財源の導入について、専門的かつ多角的な観点から調査審議するため、令和8年1月に有識者で構成する「岡山市宿泊税等検討委員会」を設置しました。

本委員会では、本市における財源確保の必要性の検討や、地方自治体における自主財源の種類と比較を行うとともに、先行自治体の使途・制度事例、宿泊事業者へのアンケート結果や説明会での意見を参考に検討が重ねられました。

受益と負担の観点を考慮しつつ、税を手段とする妥当性や、宿泊税の使途、課税要件などについて、多角的な視点から審議が行われました。

議論の結果、「本市には新たな観光財源が必要であり、その財源として宿泊税の導入について検討を行うことが適当」との方向性が示され、令和8年5月27日に本委員会から本市に対し、宿泊税の制度概要案を含む答申書が提出されました。

本市では、この答申書の内容を尊重し、この度、「岡山市の宿泊税の考え方(案)」を取りまとめたものです。

3 国内における宿泊税の導入状況

宿泊税は、ホテルや旅館、民泊などの宿泊施設に宿泊する場合に、宿泊者の宿泊行為に対して課税する法定外目的税※です。

観光振興に充てる財源として、令和8年6月1日時点で45自治体で導入されており、10自治体で今後の導入が予定されています。

○宿泊税導入済自治体

都道府県	東京都、大阪府、福岡県、宮城県、広島県、北海道、長野県
市町村	京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市、二セコ町、常滑市、熱海市、高山市、下呂市、赤井川村、松江市、弘前市、仙台市、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、旭川市、帯広市、函館市、富良野市、音更町、占冠村、新得町、留寿都村、小清水町、洞爺湖町、岐阜市、鳥羽市、湯河原町、軽井沢町、阿智村、白馬村、松本市、野沢温泉村

○宿泊税導入予定自治体

都道府県	沖縄県
市町村	熊本市、宮崎市、盛岡市、那須町、石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町

※法定外目的税

特定の政策課題の財源とするため、地方自治体が独自に創設・課税する地方税

4 宿泊税の制度概要（案）

岡山市宿泊税等検討委員会からの答申内容を基本に検討を行った結果、以下の制度概要（案）とします。

項目	岡山市の制度概要（案）
課税客体等	<p>【課税客体】：市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) <p>【課税標準】：上記施設への宿泊数とする。</p> <p>【納税義務者】：上記施設への宿泊者とする。</p> <p>【徴収方法】：宿泊事業者が宿泊者から税を徴収し市へ納入する特別徴収方式とする。</p>
	<p>⇒全ての先行自治体で同様の制度となっていることから、本市でも同様の制度としたいと考えています。</p>

項目	岡山市の制度概要（案）
税率区分	税率区分は設けない（一律定額）
	⇒宿泊事業者の徴収事務の簡素化および事務負担の軽減を重視する観点から、定額制を導入したいと考えています。
税額	1人1泊につき200円
	⇒先行自治体での導入事例、宿泊事業者へのアンケート結果、宿泊者にとっての分かりやすさ、想定事業規模の確保等の観点を考慮し、1人1泊につき200円に設定したいと考えています。
免税点	設けない。
	⇒租税の三原則である「公平・中立・簡素」の観点からは、全ての宿泊者に広く負担を求め、免税点を設けないことが望ましいと考えています。 また、免税点の設定が宿泊事業者の事務負担の増加につながる懸念に配慮する必要があることから、岡山市宿泊税等検討委員会において、可能な限り簡素な制度設計を求める意見があったことを踏まえ、当初は、免税点を設けず一律定額で導入し、運用状況の検証を通じて必要な見直しを検討したいと考えています。
課税免除	設けない。
	⇒免税点と同様、租税の三原則である「公平・中立・簡素」の観点からは、全ての宿泊者に広く負担を求めることが望ましいことや、宿泊事業者の事務負担を配慮する必要があるため、課税免除は設けないことが望ましいと考えています。

項目	岡山市の制度概要（案）
特別徴収義務者への補助	<p>＜特別徴収事務交付金制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期内納入に対する交付金措置を設ける。 ・なお、基本交付率については、決済手数料等の負担と先行自治体の事例をふまえ検討する。 <p>＜システム整備費等助成制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入時に発生するシステム改修等に対し、助成制度を設ける。 <p>⇒宿泊事業者の負担軽減および円滑な制度運用を担保するため、先行事例を参考に、上記の支援措置を講ずる必要があると考えています。</p>
制度の見直し	<p>初回の見直し時期については施行後3年、その後は5年とする。</p> <p>⇒制度導入後、早急の実態を把握し適切に対処するため、初回の見直し時期については施行後3年とし、その後は、社会情勢の変化等を考慮し、5年ごとに定期的な見直しを行いたいと考えています。</p>
入湯税	<p>入湯税の改正は行わない。</p> <p>⇒入湯税と宿泊税は、用途・目的・課税客体等が明確に異なるため、宿泊税の導入に伴う入湯税の改正は行わないことが適当と考えています。</p>

5 宿泊税の使途（案）

使途の方針

「岡山市観光・MICEアクションプラン」※に基づき、岡山市が抱える以下の5つの観光課題の解決に資する施策に充当することを基本とする。

本市の観光課題	施策案（イメージ）
認知度の低さ	<ul style="list-style-type: none">・ 地域資源(観光地、食、イベント)の魅力向上・ 効果的なプロモーション戦略
通過型観光	<ul style="list-style-type: none">・ 交通利便性の発信・ 外国人向け宿泊助成・ ナイトタイムエコノミーの推進・ 観光地の魅力向上づくり
高付加価値化	<ul style="list-style-type: none">・ 観光資源の磨き上げ・ 体験型観光コンテンツの造成・ 観光ボランティアの連携・ 受入環境整備
人材不足	<ul style="list-style-type: none">・ 宿泊業におけるデジタル化の推進や外国人材の受け入れ促進・ 郷土芸能の担い手育成
年間観光客の平準化	<ul style="list-style-type: none">・ 冬季イベントの充実・ 海外への効果的なプロモーション・ MICEの推進

※岡山市観光・MICEアクションプラン

本市の中長期的なまちづくりの指針となる「岡山市第七次総合計画」について、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする「長期構想」及び、構想の実現に向けた具体的な施策を示した、令和8年度からの5年間の期間とする「前期中期計画」を策定しました。

本プランは当該計画と整合性を図りつつ、国内外からの観光誘客及びMICE誘致の強化を促進するための具体的な施策の方向性を定めるものです。

6 今後のスケジュール（案）

